

令和8年度大分県総合型クラブ連絡協議会 若者とのタッチポイント創出事業 手続きの流れ

8/29~8/30



申込者

インターンシップ申込書の提出
(オンラインフォームでの申込)

アシマネ養成講習会の受講

受入クラブとの打ち合わせ

インターンシップ期間 (原則 14日以上)

報告書の提出

※クラブ独自で若者人材を発掘しても良い。ただし、既にクラブへ関与している人材は不可。

※意向調査を提出しても申込者不在の場合や、希望地域に受入可能なクラブが無い場合は、当該事業が出来ないこともある。

※インターンシップ終了後の継続雇用等については、申込者とクラブ間で相談して決定する、



クラブ

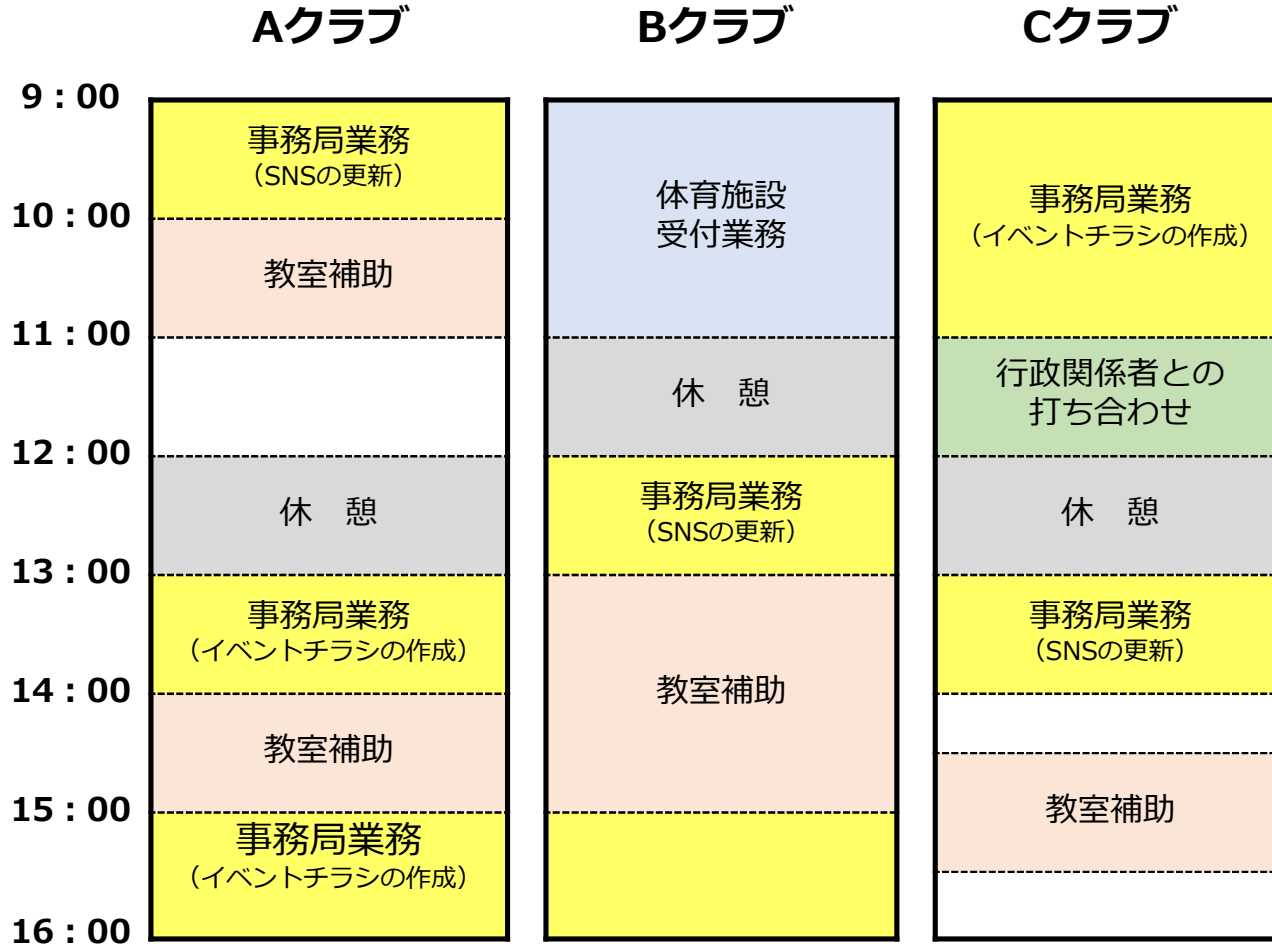
インターンシップ受入意向調査
(オンラインフォームでの申込)

申込者への支払

報告書の提出

当該事業
補助金受取

令和8年度大分県総合型クラブ連絡協議会 若者とのタッチポイント創出事業 業務パターン（例）



・始業時刻および勤務時間については、インターンシップ申請者とクラブ間で協議の上決定。

・インターンシップ申込者の主な業務は「クラブのSNSの開設・運用」「イベントチラシの作成」といった、クラブの広報活動を担当。

・その他の業務については、各クラブ任意で選定して良い。

・時給は1,035円に設定すること。
(例)

1,035円×6時間×14日 = 86,940円

1,035円×5時間×14日 = 72,450円

(うち本事業から上限42,000円を補助)